

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案関連資料 （「デフレ完全脱却のための総合経済対策」関係）

産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）（仮称）の新設について

① 施策の目的

持続的な成長と分配の好循環を実現するため、コロナ禍からの社会経済活動の回復に伴う人手不足を克服していくことが必要であり、このため、人材確保に対する支援の強化を産業政策と連携し、生産性の向上等を図る中小企業等に対して支援する。

② 施策の概要

人材確保に向けた産業政策との連携を図るため、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、生産性向上に資する取組等を人材の確保・育成の面から効果的に促し、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保と新たな人材の円滑な受け入れを支援するため、当該事業主が新たな人材を雇入れた場合に、当該事業主に対して当該人材に係る賃金の一部を助成する。

③ 施策のスキーム図、実施要件等

○対象事業主

- ・景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた中小企業事業主等
- ・生産性向上等に必要新たな人材を雇入れた事業主

○対象労働者

- ・専門的な知識を有する年収350万円以上の者

○支給額

中小企業	中小企業以外
250万円 (6か月ごとに125万円×2期)	180万円 (6か月ごとに90万円×2期)

○助成金支給までの流れ



【参考】

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）（抄） 第2節 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

2. 構造的賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進

(1) 三位一体の労働市場改革の推進

賃上げを一過性のものとせず、構造的賃上げとして確固たるものとするため、①リ・スキリングによる能力向上支援、②個々の企業の実態に応じた職務給の導入、③成長分野への労働移動の円滑化の三位一体の労働市場改革について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」で決定した事項を、変革期間において、早期かつ着実に実施する。

施策例

生産性を向上させる取組等を人材確保・育成の面から効果的に促すための産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）（仮称）（厚生労働省）